

# 熊本市がん対策企業等連携協定応募要領

がんに関する知識の普及啓発とがん検診の受診率向上、更には、がんになっても安心して生活できる社会づくりをめざして熊本市と協定を結ぶ“企業”や“団体”を募集します。

## 1 趣旨

現在、日本人のおよそ2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。熊本市でも、全国的な傾向と同じく、がんで亡くなる方が最も多く、がん死亡者数は年間約 1,800 人です。がんは誰もがかかる可能性のある病気であり、働き盛りの世代にとっても重要な健康課題となっています。

がんは生活習慣との関わりが深いことから、がんを予防するための知識を持ち行動することが必要です。しかし、予防に努めても、がんの発症はゼロにはなりません。そこで、重要になってくるのが「がん検診」です。がんは早期発見・早期治療ができれば完治の可能性も高くなります。早期がんのうちに発見するためには、検診を定期的に継続して受診することが重要です。

現在、熊本市では、あらゆる機会をとらえてがんの予防やがん検診に関する啓発活動を行っていますが、市民全体のがん検診受診率は20～30%台です。このことから、検診の受診率向上など熊本市のがん対策の取組みを更に強化していく必要があると考えています。

また、がん医療の進歩とともに、治療をしながら社会生活を送ることは可能になってきていますが、がんに関わった方やそのご家族が安心して生活していくためには、職場や社会全体の理解と支援が必要です。

そこで、熊本市では、従業員及びそのご家族、市民へのがんに関する正しい知識の普及啓発とがん検診の受診促進などがん対策に、市と連携・協力し取り組んでいただける企業・団体を募集します。

## 2 事業概要

本事業に賛同する企業・団体(以下「企業等」という)と熊本市が「熊本市がん対策企業等連携協定」の締結を行い、連携のもと、互いの有する資源等を活用し、効果的な啓発及び受診勧奨を行います。

## 3 対象企業の要件

市内に主たる事業所又は支店等を有し、がん予防やがん検診の受診啓発活動、従業員のがんの療養及び家族の看護に配慮するなど、がん対策に関する取組に

意欲を有する企業等で、以下に掲げるいずれかに該当する企業等と熊本市は締結します。

- (1) 市民と接する窓口を市内に多数有する企業等
- (2) 企業等の提案による取組内容が市民のがん検診の受診促進に大きな効果があると認められる企業等

ただし、上記の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は除きます。

- (1) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号。)第2条第1号又は第3号に該当するもの
- (2) 医業及び医業類似行為を行うもの
- (3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、健康増進法(平成14年法律第103号)その他の関係法令の規定に適合しない食品・医薬品等を販売するもの
- (4) がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置されたもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とするもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

#### 4 協定に基づき取り組む事項

熊本市と協定を締結した企業等は、次に掲げる取組みを行っていただきます。協定書の内容は別添のとおりです。

- (1) 従業員及びその家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨
- (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境への配慮
- (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けないような配慮
- (4) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (5) 顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及
- (6) 本市が実施するがんの予防及びがん検診受診の啓発等がん対策への協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がん検診の受診啓発等に関わる積極的な取組
- (8) 上記の取組み状況の報告(翌年度の4月末日までに報告書を提出)

※なお、(1)から(7)のいずれの取組みもなされていないと認められる場合は、協定を解除することがあります。

#### 5 熊本市の支援

熊本市は、協定を締結した企業等の求めに応じ、次に掲げる支援を行います。

- (1) 協定企業等に対するがん検診に関する情報の提供

- (2) 協定企業等の取組み内容を市ホームページへ掲載
- (3) 協定企業等を対象にがん予防等に関する研修会を開催
- (4) 協定企業等が実施するがん予防等に関する職場内研修及び市民への講演会等への協力
- (5) 協定締結企業等の商品パッケージ、広告等に「熊本市がん対策推進協定締結企業」又は「熊本市がん対策推進協定締結団体」の表示を認めます。  
※ただし、商品の販売、サービスの提供その他の個別の営業活動に当たり「協定締結企業」「協定締結団体」であることを利用することはできません。

## 6 協定の手順

- (1) 募集の告知  
熊本市のホームページへの掲載のほか、健康づくり推進課窓口において応募要領を配布します。申込書はホームページからもダウンロードができます。
- (2) 応募書類  
熊本市がん対策企業等連携協定申込書
- (3) 申込書の提出後、書類審査及び内容に応じ協議を行い、要件を満たしている場合には、熊本市がん対策企業等連携協定を締結します。

## 7 応募期間

随時（※協定締結式については、4月～9月末までにお申し込み分については11月に実施予定、10月～3月末までにお申し込み分については5月に実施予定です。）

## 8 応募書類の提出先

熊本市健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課(ウエルパルクまもと 3 階)にご持参または郵便で提出してください。

送付先: 〒862-0971

熊本市中央区大江5丁目1番1号

熊本市健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課

TEL 096-361-2145

FAX 096-366-1173